

雲南市公共建築物等木材利用行動計画

第1 計画策定の趣旨

この計画は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき策定した「雲南市木材の利用促進に関する基本方針」（令和7年4月1日策定）を受けて、市が整備する公共建築物等における木材利用の具体的な目標や推進体制を定め木材の利用促進に取り組む。

第2 行動計画の対象

- 1 市が整備する公共建築物
- 2 市が整備する道路、河川、公園、土地改良の公共工事における土木構造物
- 3 市が調達する机や書棚等の備品、消耗品

第3 取り組み目標

1 公共建築物の木造化・木質化

(1) 木造化の基準及び取り組み目標

① 木造化の基準

市が整備する公共建築物は原則として純木造または木造化（S造、RC造との混構造）とし、内外装等は可能な限り木質化を図る。

＊ただし、以下の(ア)から(ウ)に掲げる場合を除く

- (ア) 建築基準法等の法令の規定により、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では、構造計画やコスト面で木造化が困難と認められる場合
- (イ) 災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化に馴染まない又は木造化を図ることが困難と判断される場合
- (ウ) 必要とする木材の調達が困難であると判断される場合、その他やむを得ない事由により木材の使用が適当でないと認められる場合

② 取組の目標

☆目標：毎年度の木造化施設率：100%

木造化施設率 = (木造化施設数 / 木造化可能施設数) × 100

[留意事項]

- 「木造化可能施設数」とは、市が整備する公共建築物において、前述の木造化の基準に該当する建築物数とする。
- 「木造化施設」とは、構造上重要な部分（柱、梁、桁など）に50%以上木材を使用し、次の③木材使用量の目標を満たす施設とする。

③ 木材使用量の目標

木材使用量の70%以上を国産材とし、うち市産木材を含めた県産木材を50%以上使用すること。

*ただし、当面の間、JAS認証材や一般流通規格以外の製材品など県産木材の調達状況によっては、目標を下回っても止むを得ないものとする。

(2) 内外装の木質化の基準及び取り組み目標

① 木質化の基準

市が整備する公共建築物にあつては、木造・非木造にかかわらず、床や壁、天井、外壁等の内外装の木質化に努める。

*ただし、関係法令、コスト等の制約がある場合を除く。

② 取組の目標

☆目標：毎年度の木質化施設率：100%

木質化施設率＝（木質化施設数／木質化可能施設数）×100

[留意事項]

○「木質化可能施設数」は市が整備する公共建築物数とする。

○「木質化施設」とは、延べ床面積に対する木質化施工面積の割合（※木質化率）が50%以上の施設とし、次の③木材使用量の目標を満たす施設とする。

$$\text{※50\%以上} = \frac{\text{床・壁・天井・外壁等で木質化した箇所の施工面積}}{\text{延べ床面積} - \text{〔木質化が困難な箇所の床面積〕}} \times 100$$

③ 木材使用量の目標

木材使用量の70%以上を国産材とし、うち市産木材を含めた県産木材を50%以上使用すること。

*ただし、当面の間、JAS認証材や一般流通規格以外の製材品など県産木材の調達状況によっては、目標を下回っても止むを得ないものとする。

(3) 建具等

市が整備する公共建築物にあつては、次表の利用例を基本とし、ドア、窓等（窓枠を含む）の建具等は、木材を使った製品を積極的に活用するように努める。

*ただし、法令、維持管理、コスト及び防護防犯機能の点で合理性を欠く場合を除く。

[積極的に活用する建具等の利用（例）]

建具等	木製ドア、木製引き戸、木製窓（窓枠を含む）、家具 等
-----	----------------------------

(4) 木質バイオマスの活用

市内の森林からは発生する林地残材等にあつては、可能な限り木質バイオマス燃料と

しての利用に努める。また、公共建築物の空調機器やボイラー設備を新設又は更新する場合は、木質バイオマス由来の燃料を使用する機器の導入に努める。

ただし、維持管理、コストの点で合理性を欠く場合はこの限りではない。

2 公共土木工事における木材利用

次表の木材利用例を基本として、積極的に市産木材を含めた県産木材の活用を努める。

〔積極的に活用する公共土木工事における木材利用（例）〕

道 路	木製デリネータ、間伐材パネル、スギ合板型枠、転落防止柵、案内板、工事用看板、仮設防護柵 等
河 川	木工沈床、護岸工、杭柵、スギ合板型枠、工事用看板、仮設防護柵 等
公 園	案内板、柵、標識類、遊具、ベンチ、四阿、歩道階段、手すり、野外卓、パーゴラ、遊歩道路盤材、丸太階段、木製階段、木道、木柵護岸、植栽支柱、工事用看板、仮設防護柵 等
農 業 農 村	暗渠排水被覆材、簡易土留め、柵工、筋工、スギ合板型枠、工事用看板、仮設防護柵 等

3 木材を使った机や書棚等の備品及び消耗品の調達

次表の利用例を基本とし、市産木材及び県産木材を使った製品の調達に努める。ただし、維持管理、コストの点で合理性を欠く場合はこの限りではない。

〔積極的に活用する木製品の利用（例）〕

備 品	事務机、協議机、ロッカー、カウンター、書棚、倉庫棚 等
消耗品	職員名札、文房具 等

第4 推進体制

1 庁内の推進体制

(1) 木材利用庁内連絡会議

公共部門の木材利用を推進するため、農林振興部長を会長とし関係部局の課長等を構成員とする「木材利用庁内連絡会議」（以下「庁内連絡会議」という。）を設置し、次の事項に関する協議等を行う。

① 利用計画の検証と見直し

毎年度の木材利用等の実績と当年度の利用計画を把握し、計画の進捗状況を管理・検証しながら、必要に応じて目標等の見直しを行う。

② 公共建築物に係る計画の報告

各構成員は自らの部署が計画する公共建築物について、木造化の推進と市産木材を含む県産木材の活用を円滑に進めるため、当該建築物の基本構想の段階からその構想を庁内連絡会議に報告する。

③公共建築物の木材利用に関する計画の策定

下記②の検討会議からの報告を受け、公共建築物の構造及び木材利用実行計画を策定する。

(2) 木材利用検討会議

市が整備する公共建築物の木造化と使用する木材の確保を円滑に進めるため、林業振興課長を座長とした「木材利用検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置し、庁内連絡会議に報告された公共建築物の木材利用計画を検討し庁内連絡会議に提案する。

① 施設建築に係る検討会議

② 備品調達に係る検討会議

2 木材利用の推進と安定供給のための関係機関の連携体制

市産木材を含む木材の安定供給と積極的な利用を推進するため、「県が設置する地域協議会」と連携しながら、市が整備する公共施設や民間が整備する公共施設に準ずる施設に必要な木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報、木材の具体的な調達方法の検討などを行う。

3 木材利用の実行と管理

(1) 各工事担当課は、利用実行計画に基づいて設計を行う。

(2) 各工事担当課は、受注者が設計どおりに木材利用を遂行するよう施工管理を行い、事業完了後に開催される庁内連絡会議に利用実績を報告する。

(3) 庁内連絡会議及び各検討会議の事務局は、林業振興課に置く。

附則

この行動計画は、平成30年4月1日より施行する。

附則

この行動計画は、令和3年9月1日より施行する。

附則

この行動計画は、令和7年4月1日より施行する。